

令和6年6月14日

報道関係各位

公益社団法人日本下水道協会

公益社団法人日本下水道協会と一般社団法人太陽光発電協会との 包括連携協定の締結について

平素より、当協会の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
日本下水道協会では下水道事業者の脱炭素化に向け、一般社団法人太陽光発電協会と連携協定締結式を開催しました。

開催日: 令和6年6月13日(木)11:00~11:30

場所: (公社)日本下水道協会 内神田すいすいビル 5F 第1、2会議室
(東京都千代田区内神田 2-10-12 <https://www.jswa.jp/access/>)

発表内容: 日本下水道協会と太陽光発電協会による包括連携協定について

説明者: 一般社団法人太陽光発電協会代表理事 山口 悟郎
公益社団法人日本下水道協会理事長 岡久 宏史



◆協定書

別紙のとおり

◆一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)について (<https://www.jpea.gr.jp/>)

1987年設立。太陽光発電パネルや設備のメーカー、販売、施工、保守点検を担う企業、発電事業者など121社・団体が会員となっている。太陽光発電の利用技術の確立及び普及促進等に向けて、調査・研究や広報・普及啓発事業等を行っている。

◆公益社団法人日本下水道協会について(<https://www.jswa.jp/>)

1964年設立。下水道事業を実施している地方公共団体や関係企業など2,926社・団体が会員となっている。下水道事業を促進し、さらに進化・成熟化させることにより、持続可能な社会構築に貢献することを目的として、会員の事業支援、官民連携の推進等に関する事業を実施している。

お問い合わせ先: 公益社団法人 日本下水道協会 企画課
TEL: 03-6206-0679 (9:00~17:00) E-mail:kaiinn@ngsk.or.jp



日本下水道協会と太陽光発電協会との
包括連携協定書

公益社団法人日本下水道協会（以下「甲」という。）と一般社団法人太陽光発電協会（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向け、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとともに、経済性や防災性など多様なメリットを有する太陽光発電の普及拡大等を、甲及び乙が連携して推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携して実施する取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる分野について、連携し協力する。

- （1）甲と乙の事業に係る基礎的なエネルギー、環境、下水道等に関する情報交換に関すること。
- （2）甲と乙の事業に係る研修会・セミナー等の開催に関すること。
- （3）甲と乙の事業に係る各種制度の創設・拡充に向けた情報交換に関すること。
- （4）甲と乙の事業の普及促進に係る自治体と民間企業との情報交換・交流の推進に関すること。
- （5）その他相互に連携及び協力をすることが必要と認められる事項に関すること。

（実施体制の構築等）

第3条 甲及び乙は、前条の取組を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて、連絡調整、検討を実施するための体制の構築等を行うものとする。

（実施の条件）

第4条 本協定に基づき取組を実施するに当たっては、甲及び乙は、関係法令を遵守した上で、各々、合理的かつ相当と判断する範囲において実施するものとする。

2 本協定は、第2条で掲げる分野において、甲及び乙それぞれが本協定とは別に行う取組を妨げるものではない。

（経費負担）

第5条 本協定に基づき実施する取組に係る経費については、当該取組を実施する者がこれを負担するものとする。ただし、甲及び乙で協議の上、経費を共同で負担することができるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとし、相手方の承諾を得ずに他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかが相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（協定の解除）

第9条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定の日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

令和6年6月13日

東京都千代田区内神田二丁目10番12号
（甲）公益社団法人日本下水道協会

理事長

周久宏史

東京都港区新橋二丁目12番17号
（乙）一般社団法人太陽光発電協会

代表理事

山口悟郎

日本下水道協会と太陽光発電協会との 太陽光発電の普及拡大に関する包括連携協定の概要

公益社団法人 日本下水道協会
一般社団法人 太陽光発電協会

1. 背景

令和3年の閣議決定により、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備を導入することが目標とされました。また、令和6年3月に開催された「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」では、地方公共団体が保有する施設への太陽光発電導入について目標を策定し、下水道施設の目標を160,000kWとする具体的な数値が設定されました。

さらに、令和6年4月には、環境省や国土交通省を含む関係省庁の課長20名の連名による「地方公共団体は区域内の事業者・住民の模範となるよう、設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置する導入目標を設定し、率先して取り組むべき」とする通知が発出されました。

このような背景のもと、2030年度の温室効果ガス46%削減および2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、下水道界でもさまざまな取り組みが求められています。

これを受けて、日本下水道協会と太陽光発電協会は、下水道施設への太陽光発電設置推進を目的に包括連携協定を結ぶこととなりました。

2. 協定内容

- (1) 基礎的なエネルギー、環境、下水道等に関する情報交換に関すること。
- (2) 研修会・セミナー等の開催に関すること。
- (3) 各種制度の創設・拡充に向けた情報交換に関すること。
- (4) 普及促進に係る自治体と民間企業との情報交換・交流の推進に関すること。
- (5) その他

なお、詳細については今後両協会にて検討を行ってまいります。

3. 想定される効果

3.1 下水道界におけるメリット

- ・太陽光設置検討の選択肢拡大
- ・PPAを通じた太陽光発電施設の維持管理削減
- ・災害時の電源確保
- ・エネルギー自立化へ前進

3.2 太陽光業界におけるメリット

- ・下水道事業に関する情報拡大
- ・下水道関係者との交流拡大
- ・新たなPPAマーケットの開拓
- ・ビジネスチャンスの拡大

連携のイメージ

